令和９年度
認定こども園利用の御案内

この案内は、令和９年度に認定こども園の利用を希望する方に対して募集内容をまとめたものです。

内容を御確認のうえ、令和９年度に認定こども園へ入所を希望する方は、申請期間内に必要書類を提出してください。

≪問い合わせ先≫

教育・保育内容等・・・各認定こども園（次ページ参照）
制度及び給付認定申請、利用申込書記入方法等・・・子育て推進課

【吉備中央町子育て推進課】
〒716-1192　岡山県加賀郡吉備中央町豊野 1-2
TEL:0866-54-1328　FAX:0866-54-1306

１．利用申請について

令和９年度に認定こども園へ入所を希望する方は、下記の申請期間内に必要書類を提出してください。

１）利用対象年齢

生後６か月から

※ただし、子どもの発育状況によっては、保護者と相談のもと、利用を数か月先に延ばしていただく場合があります。

２）申　請　期　間

【令和９年４月入所】

令和８年１１月１６日（月）～ 令和８年１２月１１日（金）

【年度途中（令和９年５月以降）入所】

入所希望月の２か月前の１日から入所希望月の前月１日までの期間

（例）８月１日入所希望の場合、６月１日～７月１日の期間内に申請

※利用調整期間：６月１日～６月１０日

３）書 類 提 出 先

入所を希望する認定こども園（以下のとおり）

【認定こども園一覧】

園　　名	住　　所	電話番号	定員
円城こども園	吉備中央町円城 788 番地 1	0867-34-0830	45名
豊野こども園	吉備中央町豊野 66 番地 1	0866-54-0006	60名
大和こども園	吉備中央町西 273 番地 1	0866-55-5803	45名
吉備高原こども園	吉備中央町竹部 7520 番地 25	0866-56-9240	130名
にこにこふたばこども園	吉備中央町下加茂 1892 番地	0867-34-1145	20名

４）申　込　書　類

【新規申請の場合】

①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定(変更)申請書

②認定こども園利用申込書

③「就労証明書」又は「保育を必要とする理由に係る申立書」
（※教育認定〈1 号認定〉を希望する場合、③の提出は不要です。）

④マイナンバー確認書類（詳細は 9 ページを御確認ください。）

【継続申請の場合】

①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定現況届

②認定こども園利用申込書

③「就労証明書」又は「保育を必要とする理由に係る申立書」
（※教育認定〈1 号認定〉を希望する場合、③の提出は不要です。）

５）保育を必要とする事由について

保育利用を希望される場合は、次のいずれかの要件を満たす必要があります。

①就労
②妊娠・出産
③保護者の疾病・障害
④介護・看護
⑤災害復旧
⑥就学
⑦求職活動（認定は３か月間）
⑧虐待やＤＶのおそれがあること
⑨育児休業取得中に継続利用が必要であること
⑩その他吉備中央町が認める事由に該当すること

保育の利用を必要とする要件		保育の必要量	利用できる保育時間
①⑥	１か月に 120 時間以上労働等を常態としている。	保育標準時間	１日 11 時間まで （7：30～18：30）
②	保護者が出産の前後である。 （出産予定日８週間前から出産後８週間の期間を含む月単位の期間にある場合）		
③	病気・負傷・心身に障害がある。		
④	同居の親族等を介護・看護している。		
⑤	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。		
⑧	虐待やＤＶのおそれがある。		
①⑥	１か月に 48 時間以上 120 時間未満労働等を常態としている。	保育短時間	１日８時間まで （8：00～16：00）
⑦	求職活動中（起業の準備を含む）		
⑨	育児休業取得中 （保育を利用している子どもについて、継続利用が必要であると認められる場合）		

６）教育認定（１号認定）について

利用要件：吉備中央町内に住所を有し、集団保育が可能であること
（保護者の就労の有無等は問いません。）
利用年齢：満３歳以上
利用時間：年少　９時 00 分から 14 時 00 分（４月中は９時 00 分から 12 時 30 分）
年中・年長　９時 00 分から 14 時 00 分

７）保育利用調整点数表

○「保育の必要性」の事由の区分による点数表（基礎点数表）

区分	類型	保護者の状況		基準点数
1	就労・就学・職業訓練	月 160 時間以上の就労・就学を常態としている場合		10
		月 140 時間以上　160 時間未満の就労・就学を常態としている場合		9
		月 120 時間以上　140 時間未満の就労・就学を常態としている場合		8
		月 100 時間以上　120 時間未満の就労・就学を常態としている場合		7
		月 80 時間以上　100 時間未満の就労・就学を常態としている場合		6
		月 48 時間以上　80 時間未満の就労・就学を常態としている場合		5
2	採用予定	勤務先が決まっている場合であって、勤務する予定がある場合（ただし吉備中央町内の保育施設等に勤務する人は除く）		区分 1 から－3 点したものを準用
3	求職活動	求職活動中の場合（就労未定）		1
4	育児休業	年度内に復職予定がある		区分 1 を準用
		年度内に復職予定がない		1
5	就学	日中、就学・技能修得等のため通学し、保育することができない場合		区分 1 を準用
6	妊娠・出産	出産前後 2 か月である場合		7
7	疾病・障害	疾病	おおむね 1 月以上の長期入院、もしくは入院見込の場合	10
		疾病	居宅内療養（1 か月以上）と診断された場合	6
		障害	身体障害者手帳 1.2 級、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等所持の場合	10
8	介護・看護	親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合		区分 1 を準用
9	災害復旧等	風水害、火災、地震等の被災等		20
10	児童虐待、DV の恐れ	児童虐待又はそのおそれ、DV により保育が困難であることに該当する		10
11	その他	不存在（死亡、離婚、行方不明、拘禁等 ※この項目は、「保育の必要性」の事由ではありません。		10

区分	類型	保護者の状況		基準点数
		上記の保護者の状況に類するものとして、町長が認める場合		区分 1～10を準用
12	優先利用調整指数表(調整点数)	A．ひとり親家庭	子どもが母または父のみに養育されている場合	2
		B．育児休業明け(新たに園の利用を希望する子ども)	育児休業を取得しており、復帰する場合	3
			育児休業を取得しており、延長が許容できる	-5
		C．継続子ども	現に保育所等を利用しており、継続して保育所等の利用を希望する場合（地域型保育事業を利用していた子どもが卒園後に保育所等の利用を希望する場合を含む）	5
		D．兄弟利用	兄弟姉妹が利用している保育所等の利用を希望する場合	3
		E．保護者が保育施設等に勤務している場合	保護者が、保育施設等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）に就労中又は就労（復職も含む）予定の場合	5（町内） 3（町外）
		F．児童虐待、ＤＶ	児童虐待又はそのおそれ、DV 等により家庭での保育が困難である場合	15
		G．保育料未納世帯	未納の保育料が 2 か月分以上あり、かつ納付の相談がない場合、または未納保育料の納付約束を履行しない場合	-10
		H．その他	前各号に掲げるもののほか、特記する事項があるもの	

※保育利用調整点数は基礎点数と調整点数の合計とする。

８）利用者負担額徴収基準額表（保育認定(2 号給付・3 号給付)）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)	
階層区分	定　　義		3 歳未満児	3 歳以上児
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	円 0
第 2 階層	第 1 階層を除き、当該年度分(4 月から 8 月までの間における利用者負担額については、前年度分)の市町村民税所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0
第 3 階層		48,600 円未満	13,650	0
第 4 階層		97,000 円未満	22,500	0
第 5 階層		169,000 円未満	32,480	0
第 6 階層		301,000 円未満	42,700	0
第 7 階層		397,000 円未満	56,000	0
第 8 階層		397,000 円以上	72,800	0

①3 歳以上児・3 歳未満非課税世帯は 0 円となります。

②第 3 階層から第 8 階層までのいずれかの階層区分に属する世帯において、現に扶養している子どもが複数人ある場合において、教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、次により算定した額となります。
・第 1 子が支給認定子どもの場合の利用者負担額・・・徴収基準額の全額
・第 2 子が支給認定子どもの場合の利用者負担額・・・徴収基準額の 2 分の 1 の額
・第 3 子以降が支給認定子どもの場合の利用者負担額・・・0 円

③第 3 階層又は第 4 階層に属し、母子世帯等及び在宅障害児（者）のいる世帯については、現に扶養している子どもが複数人ある場合において、年齢の高い順から数えて 1 人目の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、3 歳未満児の場合においては 6,300 円。また、年齢の高い順から数えて 1 人目が教育・保育給付認定子どもであるか否かにかかわらず、2 人目以降の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は 0 円となります。

④利用者負担額徴収基準額表（教育認定(1 号給付)）
利用者負担額は 0 円
ただし、預かり保育を利用した場合には、預かり保育料が必要です。

⑤給食費
3 歳以上児の給食費（主食費・副食費）は 0 円です。

⑥その他教材費
3 歳以上児のその他教材費として、400 円程度を必要に応じて徴収します。

９）利用者負担額（保育料）納付方法

原則口座振替ですので令和９年３月１２日（金）までに各金融機関で手続きを行ってください。

ただし、手続きが完了するまでは、納付書による現金納付となります。

※３歳以上児・３歳未満児非課税世帯・にこにこふたばこども園の方は、手続きは不要です。

１０）民間路線バスへの園児の乗車について

令和７年度から民間路線バスへの園児の乗車について、混乗可能な路線があります。（加賀東小学校路線）

ただし、小学校の登下校時間に合わせた運行となるため制約があります。

※詳細については、子育て推進課までお問い合わせください。

１１）入園説明会について

令和９年４月から入所される方を対象に、入園説明会を開催します。日程は以下のとおりです。

園　　名	日　　程
円城こども園	令和９年２月４日（木）
豊野こども園	令和９年２月１２日（金）
大和こども園	令和９年２月１８日（木）
吉備高原こども園	令和９年２月４日（木）
にこにこふたばこども園	令和９年２月１６日（火）

２．マイナンバーの書類について

下記の必要書類を封入・封かんの上、申請書類と一緒に提出してください。

【必要な方】

申請者

※但し、令和８年１月２日以降に吉備中央町へ転入された方に関しては、保育料算定のため、保護者（父母）のマイナンバーが記載された書類を提出してください。また、父母以外の扶養義務者（祖父母等）が家計の主宰者である場合には、その方のマイナンバーが記載された書類を提出してください。

【必要書類】

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの場合】
マイナンバーカードの表面・裏面のコピー

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない場合】
次の①及び②のコピー

①「個人番号通知カード」または「個人番号が記載された住民票」

②身元確認書類

次のアに該当する書類のいずれか１点、または、イに該当する書類のいずれか２点のコピーを添付してください。

ア　顔写真付きの身分証明書・・・次の中から１点

○運転免許証　○パスポート ○写真付き身分証明書（社員証・学生証等）

イ　その他の身元確認書類（写真なし）・・・次の中から２点

○公的医療保険の保険証 ○年金手帳　　○写真なし身分証明書

※上記の書類が準備できない場合は、子育て推進課にご相談下さい。